

京都市国民健康保険の傷病手当金について

□支給要件

対象者	事業主から給与の支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われるために、労務に服することができなくなった方
支給対象日数	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日
支給額	1日当たりの支給額（※）×支給対象日数 ※（直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2／3
その他	① 令和2年1月1日以降が支給対象期間となります。 ② 給与等の全部又は一部を受けることができ、その金額が上記の支給額より小さい場合は、その差額を支給します。 ③ 1日当たりの支給額には上限があります。

□申請方法

「申請に必要な書類」を下記の「問い合わせ先・申請書提出先」に郵送してください。

<申請に必要な書類>

- ①傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）必須
- ②就労証明書（事業主記入用）必須
※事業主に作成を依頼してください。
- ③意見書（医療機関記入用）医療機関を受診しなかった場合は不要
※医療機関に作成を依頼してください。

□問合せ先・申請書提出先

住 所：〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル4階

担 当：京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 指導担当

電 話：075-213-5861

FAX：075-213-5857

※上記住所まで郵送により提出してください。

（裏面もご確認ください）

□その他

1 どんな人が「新型コロナウイルス感染症に感染した」に該当しますか？

医療機関でPCR検査を受けた結果、陽性となった方です。

2 どんな人が「発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる」に該当しますか？

①息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある、②重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある、③上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く、に該当しているかどうか等を基に判断します。

なお、医療機関を受診せずに症状の改善が見られた場合やPCR検査を受けた結果が陰性であった場合でも、申請者（世帯主）からの申請書や事業主が発行する就労証明書で、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる状態であったと判断できたときは、傷病手当金の支給対象となることがあります。

3 濃厚接触者となったため、事業所から労務の自粛を求められた場合も対象となりますか？

傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染の疑いがある方を対象とした制度であり、濃厚接触者となったことによる自粛は傷病手当金の支給対象となりません。

また、事業所内の他の従業員に感染者が出たなどの理由により、事業所自体が一時的に閉鎖（営業自粛等）された場合や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業所自体が廃止（倒産等）となった場合も、傷病手当金の支給対象となりません。

4 個人事業主は傷病手当金の支給対象となりますか？

傷病手当金は、「事業主から給与を受けている被用者」を対象とした制度であるため、被用者ではない個人事業主は傷病手当金の支給対象となりません。

5 会社の被用者保険に加入中であるが、被用者保険にも傷病手当金の制度はありますか？

被用者保険においても傷病手当金の制度がありますが、支給要件や申請方法等についてはご加入中の健康保険やお勤め先にご確認ください。